静岡県基本計画

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町の行政区域とする。平成 27 年 10 月１日現在における概ねの面積は 77 万８千 ha 程度（静岡県面積）である。

促進区域は自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（県自然環境保全地域を含む）は存在するが、促進区域に含めないものとする。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地・国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含むため、開発事業等について、環境保全上の見地から「８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」のとおり適正に配慮するものとする。

※地図は別紙１のとおり

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

本県は日本のほぼ中央に位置し、太平洋に面して東西155km、南北118kmの距離、約7,777km^{2}の面積を有している。海や山、湖などバラエティに富んだ自然は、日本の豊かな風土の縮図とも言われている。遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約500kmの海岸線を南側に、北側は富士山など3,000m級の山々からなる北部山岳地帯が、東西に長い地形を囲んでおり、山地から流れ出た川が、天竜川、大井川、富士川となって県土を縦断し、海岸に注ぐ河口部に肥沃な土地を形成している。

交通インフラについては、東西をつなぐ東名高速道路や新東名高速道路に加え、現在、南北軸となる高規格幹線道路（中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道）の整備が進められているとともに、清水港・田子の浦港・御前崎港からなる駿河湾港等の整備・運営や、県の中央部に位置し空の玄関口となる富士山静岡空港の整備により、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークが充実している。

産業の特色は、農業では、全国一の規模を誇るお茶の他、みかん、温室メロンやイチゴ等の野菜、花卉等の施設園芸が盛んである。林業では、天竜川流域のスギ、富士川流域のヒノキの木材生産、水産業では、遠洋のかつお、マグロ、沖合のキンメダイ、沿岸

のシラス、サクラエビ、浜名湖周辺のウナギ、鮎の養殖、富士山麓のニジマスなど多彩な農林水産物の生産が行われている。工業では、製造品出荷額等（平成26年）が16兆507億円で全国シェア5.3%、全国４位となっており、東部地域の紙・パルプ、輸送用機械、医薬品、医療機器、水産加工品、中部地域の電気機械、家具、水産加工品、西部地域の輸送用機械、生産用機械、楽器、繊維、光・電子技術関連産業など多彩な業種がバランスよく展開されている。

観光、スポーツについては、世界文化遺産の富士山をはじめ、同じく世界文化遺産の韮山反射炉、伊豆半島ジオパーク、名勝日本平や三保松原、久能山東照宮、牧之原大茶園、駿河湾から南アルプスに至る自然景観、ラグビーワールドカップ 2019 会場であるエコパスタジアム、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場である日本サイクルスポーツセンター、マリンスポーツの盛んな浜名湖や駿河湾沿岸など多彩で魅力的な資源が充実している。

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

【製造業】

当該地域の製造業は、平成26年の製造品出荷額が全国４位、製造業の付加価値額が全国２位であり、輸送機械、飲食料品、楽器、製紙などの製造業が地域の経済を牽引している。

先端医療健康産業、食品関連産業、光・電子技術関連産業のほか、製紙産業の新たな取組であるＣＮＦによる製品（用途）開発や次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、環境など新たな成長産業分野への地域企業の進出を支援し、経済情勢に左右されにくい多極的な産業構造の構築と持続的な産業成長を実現する。

【農林水産業】

当該地域では、全国一のシェアを誇るお茶のほか、多彩な農芸品の生産を背景に、「食」「茶」「花」の都づくりの定着やＡＯＩ－ＰＡＲＣを拠点としたＡＯＩプロジェクトの推進により、力強く持続可能な農業構造の実現と農業を軸とした関連産業のビジネス展開を図る。

また、ニーズに的確に対応した県産材の安定供給体制の確立と県産材製品の需要拡大により、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現する。

このほか、産業の枠を超えた農水商工連携による大規模化や付加価値の高い商品づくりの実現により、ふじのくにブランドを定着させる。

【観光・スポーツ産業】

当該地域の観光業は、多彩で魅力的な観光資源を背景に、平成 27 年度の観光交流客数は約１億 5,000 万人、宿泊客数は 1,966 万人泊と全国有数の誘客数を誇っている。

豊かな自然・歴史・文化・食材など、地域の魅力を活用したコンテンツ等のブランド力向上を図るとともに、県域ＤＭＯ「静岡ツーリズムビューロー」や地域連携ＤＭＯを核に、市場の分析により把握した国内外からの来訪者のニーズを的確にとらえながら地域ぐるみ、社会総がかりの観光地域づくりを進めている。また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど世界的スポーツイベントの開催に向け、機運の醸成を図り、経済効果や知名度の向上につながる大会の開催効果を県内に波及させる。また、これを好機として、スポーツ人口の拡大を図り、スポーツを通じた地域の活性化を図る。

（２）経済的効果の目標

・１件あたり2.76億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を80件創出し、これらの地域経済牽引事業が1.3倍の波及効果を与え、促進区域で287億円の付加価値を創出することを目指す。

・また、ＫＰＩとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－百万円	28,700 百万円	

（算定根拠）

地域経済牽引事業による付加価値創出額
＝地域経済牽引事業の１件あたりの付加価値額（百万円）×地域経済牽引事業の新規事業件数（件）×地域経済牽引事業の域内への波及効果
28,700 百万円＝276 百万円×80 件×1.3 倍

※１件あたりの 2.76 億円の付加価値額は、経済センサス－活動調査（平成 24 年）での静岡県の１事業所あたり平均付加価値額（4,754 万円）の６倍。地域経済牽引事業の 80 件は、平成 29 年度の実績 14 件に加え、平成 30、31 年度は各 24 件（毎月２件）とし、平成 32 年度は 12 件、平成 33 年度は６件（それぞれ前年の半減）として設定。経済波及効果は、最新の平成 23 年静岡県産業連関表の産業平均のうち、県外からの移輸入を考慮した効果を採用。
なお、１件あたりの付加価値額は、平成 30 年 12 月までの１件あたりの付加価値額の実績 3.9 億円（32 件実績）と平成 31 年１月からの見込みを２億円（48 件）とし、その加重平均値である 2.76 億円として設定。

※１件あたりの付加価値額算定方法
（平成 30 年 12 月までの実績）
32 件×3.9 億円＝125 億円
（平成 31 年１月からの見込み）
48 件×２億円＝96 億円
（１件あたりの付加価値目標額）
（125 億円＋96 億円）/80 件＝2.76 億円

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	－百万円	276 百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数	－	80 件	

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（１）地域の特性の活用
「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出
事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,754 万円（静岡県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサス－活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果
事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。
①事業者間での取引額が開始年度比で２％以上増加すること
②事業者の売上げが開始年度比で２％以上増加すること
③事業者の雇用者数が開始年度比で２％以上増加すること
④事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で３％以上増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

（設定根拠）
①、②県民経済計算の名目県内総生産（静岡県）の直近 5 か年
（H24 15,289,445 百万円→H28 15,455,898 百万円）の増加率 1.1%の２倍
③労働力調査の就業者数（静岡県）の直近 5 か年
（H24 1,939 千人→H28 1,984 千人）の増加率 2.3%を維持
④県民経済計算の県民雇用者報酬（静岡県）の直近 5 か年
（H24 7,347,848 百万円→H28 7,454,572 百万円）の増加率 1.5%の２倍

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域
重点促進区域は、以下の字の区域とする。
【重点促進区域１：地図上の位置Ａ】
磐田市気賀東地区

（概況及び公共施設等の整備状況）
本区域は磐田市気賀東地区で、概ねの面積は 70.8ha である。本区域は静岡県の定める内陸フロンティア推進区域「磐田スマートアグリバレー推進区域」内であり、高度な環境制御を必要とする大型施設園芸施設が立地する場所で、かつ、公共施設（学校・交流センター）が立地すると共に、東名高速道路遠州豊田スマートＩＣがあり、そこから 500ｍ以内と交通アクセスが良好であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、

本区域は、東部の茶畑を中心に、全域にまたがる37.17ha程度の農用地区域及び市街化調整区域を含むものであるため、９において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）
①都市計画における記載：市街地を取り囲むように広がる水田や畑等の農地は、本区域の農業生産の基盤として、優良農地を保全するとともに、農地と周辺との自然環境の調和を図るとしている。

②磐田市都市計画マスタープランにおける記載：遠州豊田ＰＡ周辺地区においては、周辺の良好な環境との調和に配慮しながら、広域交通網を活かした新たな産業と交流の核の形成を目指すとされている。

③磐田市農業振興地域整備計画における記載：次世代型農業の振興等を進め、今後も農業用施設用地としての土地利用を推進するとされている。

④磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：主な取り組みとして農業・工業の体験型観光を中心とした産業観光分野の資源の発掘・整理・ＰＲ、次世代自動車・新エネルギー・航空宇宙などの新成長分野への参入促進、次世代型農水産業など農水産業に参入する企業への支援を行うとされている。

（地図）別紙２のとおり

（２）区域設定の理由
【重点促進区域１】
当該区域をさらに農業振興の拠点とするため、関連する農家レストランや直売所等の農業活性化施設の設置をはじめとした、新たな産業と交流の核の形成を目指している。
区域の設定にあたっては、農用地区域外及び市街化調整区域外を優先に検討したが、東名高速道路遠州豊田スマートＩＣから500m以内と交通アクセスが良好であること、静岡県の定める内陸フロンティア推進区域「磐田スマートアグリバレー推進区域」内であること、また、既に立地している高度な環境制御を必要とする大型施設園芸施設や種苗研究ハウスと連携できる場所である必要があることから、農用地区域及び市街化調整区域であるが、導入にふさわしい場所として隣接する当該区域を重点促進区域として設定することとする。
なお、当該重点促進区域の区域内において遊休地が存在するため、遊休地を優先することとする。

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域
なし

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点か

らみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、ＣＮＦ関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野

③県内のＩｏＴ技術を活用した第４次産業革命分野

④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

（２）選定の理由

①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、ＣＮＦ関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県では、「ファルマバレープロジェクト（医療健康関連産業）」「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト（食品関連産業）」「フォトンバレープロジェクト（光・電子技術関連産業）」の３つの産業クラスターを新産業集積クラスターと総称し、クラスター間の連携を強化するとともに、クラスターそれぞれに、拠点施設や中核支援機関を設置して、新たな産業基盤の創出を図ってきたところである。

ファルマバレープロジェクトは、平成14年の静岡がんセンター開院を契機として、県が東部地域を中心にスタートさせたプロジェクトである。「世界一の健康長寿県」を目指し、医療機関を中心とする産業集積クラスターとして、静岡がんセンター等が世界的な研究開発を推進し、疾病克服・健康増進に取り組むとともに、中核支援機関ファルマバレーセンターが産学官金をネットワーク化して、医療健康産業への参入や製品化に取り組んでいる。

製品化の実績としては、皮膚がん診断支援装置、人工関節インプラント等、医療機器から雑品まで88の製品が生まれている。また、プロジェクトの取組を通じて、43の企業が医療健康産業へ参入している。

平成27年薬事工業生産動態統計において、本県の医薬品・医療機器の合計生産金額は8,250億円で、平成22年から６年連続全国第１位である。さらに、平成23年より指定を受けている「ふじのくに先端医療総合特区」では、国庫助成金等により企業の製品化を支援し、ライフ・イノベーション分野の13特区の中で、４年連続全国１位の評価を得るなど、国からも高い評価を得ている。また、経済産業省が公表した「平成28年生産動態統計年報　化学工業統計編」において、関連産業である本県の化粧品生産金額は4,237億円で３年連続日本一となった。

平成 28 年９月に全部開所した新拠点施設ファルマバレーセンターには、テルモ㈱や東海部品工業㈱など 12 の企業が入居しているほか、中核支援機関であるファルマバレーセンターが入居し、入居企業や地域企業を全面的にサポートしている。また、プロジェクトの更なる拡大を目指し、中核支援機関の機能強化を図ることと

し、ファルマバレーセンターを新法人として独立させ、支援機能を強化していく。
フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトは、県中部地域を中心に、多彩な農林水産物や南アルプスの伏流水などの豊富な水資源を活用し、付加価値の高い製品開発に取り組んでいる。企業等の機能性食品に関するビジネスチャンスに的確に対応していくため、フーズ・サイエンスセンターを中心に、県立大学や食品表示法所管部局と連携し、相談からヒト介入試験、システマティック・レビューの実施、消費者庁への届出までの一貫した支援体制を整備し運営している。ＧＡＢＡチョコレート、レッドカテキンマスク等、192 の製品が生まれている。平成 26 年工業統計調査（産業編）において、「飲料・たばこ・飼料」及び「食料品」製造品出荷額等は、２兆 3,785 億円で全国第１位となった。プロジェクトの第２次戦略計画のコンセプトである「サイエンスの確立」と「マーケットの獲得」のため、平成 29 年４月から新たにアドバイザーを配置し、機能性開発の強化と販路拡大に取り組んでいる。
フォトンバレープロジェクトは、県西部地域を中心に、ノーベル物理学賞にも貢献した光・電子技術を基盤とし、医療、次世代輸送機器等への応用により、既存産業の高度化と新産業の創出に取り組んでおり、ドイツ、アメリカと並ぶ、光産業の世界的拠点を目指している。８Ｋイメージングセンサ、レーザー光を使用した塗膜除去装置等、57 の製品が生まれている。県西部地域の産学官金 24 機関により策定した、光・電子技術の世界的拠点の形成を目指す「光・電子技術を活用した未来創生ビジョン」に基づき、（公財）浜松地域イノベーション推進機構内に支援の中核を担うフォトンバレーセンターを設置し、産学官金の連携による地域企業への支援の拡充を図っている。
今後も産学官金の連携に基づく「医療健康関連産業」「食品関連産業」「光・電子技術関連産業」の産業集積（部品、部材、化成品（化粧品）等の関連分野を含む。）をより一層推進し、各プロジェクトに参画する地域企業に対して、研究開発から事業化、販路開拓、人材育成まで一貫した支援に取り組むこととしている。
また、経済情勢の変化に強い多極的な産業構造の構築に向け、新たな成長産業分野の育成を図っており、特に航空宇宙分野では、平成 28 年度から地方創生推進交付金を活用し、県内航空機部品メーカーの技術高度化や設備への支援、ブラジル航空技術大学との人材交流、富士山静岡空港におけるＭＲＯビジネスへの参入を促進するとともに、防災等で活用できる次世代無人航空機の開発及びビジネスモデルの構築等を推進している。
さらに、国が日本再興戦略に明記したＣＮＦの製品（用途）開発による新たな産業の創出への取組を一層強化していくため、平成 27 年６月に「ふじのくにＣＮＦフォーラム」を設立し、平成 29 年８月１日現在、155 団体・個人が会員となっており、静岡大学へのＣＮＦ寄附講座の設置や、研究機器の整備による研究開発の強化、コーディネータの設置、ＣＮＦ総合展示会の開催等によるＣＮＦを活用した製品開発の支援、ＣＮＦ製造関連企業の誘致による製造拠点の形成に取り組むほか、日本製紙㈱がＣＮＦ強化樹脂の実証実験設備とＣＮＦ研究所を富士工場で稼動さ

せるなどＣＮＦ関連産業の基盤が整いつつある。
このほか、次世代自動車などの新たな成長産業分野への地域企業の参入支援も含め、次世代産業をはじめとした産業集積を活用した成長ものづくり関連産業の創出と更なる集積を目指している。

②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野
全国一のシェアを誇るお茶、わさび、ガーベラ、かつお、きはだ、にじますのほか、みかん、ちんげんさい、ばら、セルリー、切り枝、さば、しらす、あさりなど高いシェアを誇る品目も数多い。
本県では、本県農業を将来にわたって発展させていくため、多彩な農芸品や茶園景観等の特徴ある地域資源を活用しながら、本県の強みである多彩で高品質な農作物（農芸品）を活かし、ふじのくにブランドの効果的な情報発信により、国内や海外の需要を掘り起こすとともに、農業生産を構成する「人材」「基盤」「技術」の３つの視点から、生産現場の強化を図っている。
このほか、平成 29 年８月に開所したＡＯＩ－ＰＡＲＣを拠点に、農業の飛躍的な生産性向上や農業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進を目的としたＡＯＩプロジェクトを展開している。プロジェクトでは、静岡県農林技術研究所をはじめ慶應義塾大学、理化学研究所など学術・研究機関や、富士フイルム㈱、静岡ガス㈱、鈴与商事㈱など 12 の民間事業者がＡＯＩ－ＰＡＲＣの拠点機能を活用して革新的な栽培技術開発や品種開発を進めているほか、オープンイノベーションを推進する（一財）ＡＯＩ機構を設立するとともに、「農・食・健」「農・商・工」の産業分野や産学官金の連携の場であるＡＯＩフォーラムを立ち上げ、拠点における技術開発成果とプロジェクトに参画する多様な主体とのビジネスマッチングを推進するなど、民間事業者のビジネス展開を支援している。
また、本県農林水産物の販路拡大と生産拡大を図るため、“作ったものを売る”という「プロダクトアウト」型から、“どこの誰に、何を、どのように売るかを明確にした上で生産する”「マーケットイン」型に発想を転換し、市場と結びついた本県独自の「ふじのくにマーケティング戦略」を平成 29 年２月に策定し、農林漁業者による加工・流通・販売の取組や、地域企業との連携による新商品開発・高付加価値化等の取組を支援するとともに、ふじのくにブランドを活かした国内外への販路拡大を進めている。
さらに、ＩＣＴを活用した次世代施設園芸や陸上養殖等、最先端技術を活用した農林水産分野における先進的な取組を進めている。

③県内のＩｏＴ技術を活用した第４次産業革命分野
本県では、県内企業のＩｏＴ活用による生産性の向上や経営力の強化、ビジネス創出を目的に、産学官連携組織である「静岡県ＩｏＴ活用研究会」を設立した。平成 29 年６月現在、民間企業（155 会員）や研究機関（6 会員）、産業支援機関（21 会員）、金融機関（15 会員）、行政（7 会員）の県内 204 の会員が参画している。
研究会では、会員企業が有するＩｏＴに活用可能な無線通信技術や、工具の在庫管理に関する実証実験の結果などを紹介するセミナー、ＩＴ企業が会員企業に向け

て自社の技術をプレゼンするビジネスマッチングの開催、生産効率化・物流効率化など具体的な分野ごとに設置した分科会による研究活動などに取り組んでいる。

また、国や産学連携組織とも連携しながら取組を進めており、地方版ＩｏＴ推進ラボの第１弾として選定されているほか、ＩＶＩと連携したＩｏＴ実践セミナーの開催など、地域における中小企業のＩｏＴ利活用の促進に取り組んでおり、ＩｏＴ技術の活用環境が整っている。

平成 29 年度においても、セミナーやビジネスマッチングのほか、生産効率化、物流等効率化、エネルギーデータ利活用、ＥＤＩの分科会活動の取組を通じて、県内企業における生産性向上などを図るＩｏＴの利活用を推進していく。

④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

本県では、科学的分析に基づいたマネジメントとマーケティングにより、インバウンド誘客の戦略を策定し、ターゲットである外国人観光客に対し、効果的な商品・サービスを提供することを目的に、県域ＤＭＯである「静岡ツーリズムビューロー」が平成 29 年１月に（公社）静岡県観光協会内に設置された。

各地域では、地域連携ＤＭＯの設置・検討が進められている。伊豆半島エリアでは「(一社）美しい伊豆創造センター」が平成 30 年４月、中部・志太榛原エリアでは「(公財）静岡観光コンベンションビューロー」が平成 29 年 10 月、浜松市・湖西市エリアでは「(仮称）浜松・浜名湖地域ＤＭＯ」が平成 30 年４月に設置するための準備を進めている。また、中東遠エリアや富士山周辺においても設置に向けて現在検討を進めている。

今後は、平成 29 年８月に立ち上げた静岡県地域連携ＤＭＯ等連絡会を開催し、静岡ツーリズムビューローと各地域連携ＤＭＯ相互の理解促進及び連携を強化し、県内各地の魅力ある観光地域づくりを組織的に推進していく。

また、本県は、平成 26 年度に「静岡県スポーツ推進計画」を策定した。その中で、スポーツを地域資源とした特色ある地域づくりを進めるため、関係機関と連携した「スポーツツーリズム」の推進や、スポーツを活用した産業の推進を図ることが掲げられている。

今後、本県で開催されるラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の世界的スポーツイベント及び事前キャンプ誘致により、スポーツ交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に貢献できる特色ある地域づくりを進めていく。

⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

気象庁のＨＰによると、「全国気候表」に掲載されている主要 154 観測地点における日照時間の平均値は、本県の御前崎市が 2,230.6 時間で全国一となっており、浜松市も 2,207.9 時間で全国第３位と上位にランクされている。また、環境省の平成 27 年度温泉利用状況では、静岡県の源泉総数は 2,263 で全国第３位の源泉数を誇っている。

上記の自然環境を活用し、新エネルギー等導入量は、平成 27 年度末で約 93 万kℓと前年から 15％増加し、太陽光では、平成 27 年度末に 118 万 kW と平成 21 年度と比較すると 12 倍に増加している。太陽熱利用設備の導入件数は、平成 24 年度以

降全国１位であり、中小水力は固定価格買取制度による導入量は全国３位とポテンシャルは高い。

本県では、エネルギーに関する施策を総合的に整理した「ふじのくにエネルギー総合戦略」を平成29年３月に策定し、「経済活性化」をその戦略の視点のひとつとして取り組んでいる。「経済活性化」の具体的内容として、地域資源である小水力、バイオマス、温泉熱・付随ガスを活用した事業者のエネルギー事業への参入支援、事業者によるエネルギー機器・部品の開発の促進、県と民間事業者との共同プロジェクトであるバーチャルパワープラントの構築、今までに地域企業が蓄積してきた技術・ノウハウを活かすことのできる産業分野である次世代自動車関連産業の振興、新エネルギーの農林漁業等における有効活用等を推進しており、エネルギー産業による経済活性化への環境が整いつつある。

また、地域企業によるエネルギー関連産業への参入及び立地促進により、小規模分散型のエネルギーシステムの形成、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギー消費量の抑制が一体的に進む地域社会の実現に向け、エネルギーの地産地消をはじめとした先進的な取組を支援している。

⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

本県が有する富士山に代表される山や海、温暖な気候などの恵まれた自然、緑茶やみかんをはじめ日本一の生産品目数を誇る食材、伊豆地域に代表される温泉等のヘルスケア資源を活用した、健康寿命延伸に資する、現役世代（特に健診未受診者）の健康作りや定年退職後の人生に備えたセカンドライフへの対策などに寄与する公的保険外サービスの創出を目指し、平成27年６月に産学民官による「静岡県ヘルスケア産業振興協議会」を設置した。

協議会では、会員企業による国委託事業の運営支援や、会員企業による新たなヘルスケアサービス創出に係る実証事業、セミナー及び勉強会などの活動を実施しており、平成29年６月現在、213団体・個人が会員となっている。

平成29年度においても、会員等企業のネットワーク化を図るための勉強会、実証実験を行っており、今後も、協議会会員等による国等のデータヘルスの取組とも連携した新たなビジネス創出を目指していく。

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論
地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項
①予算事業（補助金等）
お茶の生産構造の改革や県産品の輸出拡大、６次産業化支援などの「場の力」を活用した地域経済の活性化、新産業集積クラスター支援、航空関連産業の振興、ＣＮＦの活用支援、次世代自動車、ＩｏＴ関連試験施設整備などの次世代産業の創出、ＡＯＩプロジェクト関連支援、静岡わさびのブランド力強化、県産木材の安定供給体制の構築、水産物の地場流通体制づくりなどの豊かさを支える農林水産業の強化、中小企業の新商品・新技術開発、販路開拓支援などの豊かさを支える地域産業の振興など、地域経済牽引事業を促進し、相乗効果を発揮する地域独自の事業環境整備を継続して行う。

②地方創生関係施策
【県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、ＣＮＦ関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野】
平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、次世代無人航空機の実用化やＭＲＯビジネスの推進、県内航空機部品メーカーに対する高度人材育成と設備導入の支援などの取組を進めている。また、「ふじのくにＣＮＦフォーラム」の運営、ＣＮＦによる地域産業の活性化や製品開発研究などの取組も進めている。平成29年度以降も上記事業について、引き続き、高度人材の育成や設備導入の支援、ＣＮＦによる製品開発研究等の取組により、新たな産業の育成と既存産業の更なる活性化を図る取組を推進するため、交付金を活用する。

【県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野】
平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、マーケットインの考え方に基づいた「ふじのくにマーケティング戦略」の策定、抹茶生産技術の確立などによる農産物の生産体制の強化、「食の都」づくりや、「ふじのくにブランド」の構築、本県の強みを活かした販路開拓・拡大・整備など、持続可能な競争力のある強い農林漁業体制を構築するための取組を推進している。また、農・食・健分野が連携した「健康・長寿の産業化・地域ブランド化」の取組も進めている。平成29年度以降も上記事業について、引き続き、生産体制の強化、販路開拓・拡大・整備、「健康・長寿の産業化・地域ブランド化」等の取組により、本県の

多彩な農芸品を活用した取組を進めていくため、交付金を活用する。

【県内のＩｏＴ技術を活用した第４次産業革命分野】

平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、「静岡県ＩｏＴ活用研究会」を中心に、セミナー、ビジネスマッチング、分科会による研究活動など、ものづくり分野等へのＩｏＴ導入支援の取組を推進している。平成29年度以降も上記事業について、引き続き、あらゆる産業分野でのＩｏＴ導入を目指し、生産体制や物流の効率化、新商品・新サービス開発等を図る取組を進めていくため、交付金を活用する。

【県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野】

平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、本県のインバウンド施策の舵取り役を担う県域ＤＭＯ「静岡ツーリズムビューロー」の開設や観光地域づくりを進めるための多様な主体との関係構築、自転車を通じたイタリア等との交流、歴史資源やジオパークを活用した誘客促進、クルーズ船の寄港誘致など、誘客・情報発信の取組を推進している。平成29年度以降も上記事業について、引き続き、誘客促進、情報発信等により、交流人口を拡大し、地域活性化を図る取組を進めていくため、交付金を活用する。

【県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野】

平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、ＥＶ（電気自動車）、ＰＨＶ（プラグインハイブリット車）の利用を促進し、環境に優しいエコリゾートとしての新たな魅力を形成し、情報発信を行う取組を推進している。今後も、エネルギー分野において、事業者のエネルギー事業への参入支援、事業者によるエネルギー機器・部品の開発の促進、バーチャルパワープラントの構築、次世代自動車関連産業の振興、新エネルギーの農林漁業における有効活用等、経済活性化を図る取組を進めていくため、交付金を活用する。

【県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野】

平成27年度地方創生加速化交付金及び平成28年度地方創生推進交付金を活用し、健康づくりに積極的に取り組む県内企業を増やすとともに、子どもの頃から健康づくりの重要性を理解する風土づくりの取組を推進している。今後も、ヘルスケア資源（自然、食材、温泉等）を活用し、ヘルスケア産業の活性化のための勉強会、実証実験等や新たなビジネスの創出を図る取組を進めていくため、交付金を活用する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①県は、インターネット等ＩＣＴの利用により国内外の関係者と連携し、本県の豊かな地域資源を活かした新たなビジネスモデルの構築や観光産業等既存産業の活性化により、地域の産業振興を促進する。また、民間において公共データを自由に組み合わせて利活用できる環境を整備する。

②県や市町が保有する公共データ等を二次利用可能な形式で公開するオープンデータやネットワーク上で生成・流通・蓄積されるビッグデータの利活用の取組を民産学官で連携して推進する。

③しずおかオープンデータ推進協議会等と連携した公共データの利活用を推進する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

別紙３のとおり県、市町内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合、県と関係市町で連携して対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

なし

（６）実施スケジュール

取組事項	平成２９年度	平成３０年度 ～令和５年度（最終年度）
【制度の整備】		
①予算事業	運用	運用
②地方創生関係施策	活用検討	活用検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①民間利活用の環境整備	運用	運用
②ビッグデータの利活用の取組	運用	運用
③しずおかオープンデータ推進協議会	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口	設置・運用	運用

７　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域に存在する支援機

関がそれぞれの能力を活かし、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①県内公設試験研究機関による支援機能の強化

本県の新たな成長に貢献することを目的とした産学官の連携による新成長戦略研究を重点的に推進するとともに、地域企業の競争力強化のための技術支援を強化し、地域経済を牽引する企業の生産性向上や産業競争力強化を後押しする。

・静岡県工業技術研究所の技術支援機能の強化

地域企業が利用できる高度試験研究機器の導入、製品開発に取り組む地域企業のネットワーク作りを支援する「ものづくり産業支援窓口」へのコーディネータの配置、企業ニーズや技術相談に応えるコア技術の研究開発体制の整備など、ハード・ソフト両面で静岡県工業技術研究所の技術支援機能を拡充する。また、地域企業人材の技術力向上や産業人材の育成を支援するため、工業技術研究所における技術情報の提供や技術相談、新技術等習得のための研修会や講習会の充実を図る。

・農林技術研究所の支援機能の強化

本県における先端農業研究拠点（ＡＯＩ－ＰＡＲＣ）を中心としたオープンイノベーションにより、民間事業者の新規事業開拓に寄与するシーズ型研究の推進や、民間事業者が行う革新的な生産技術やマーケットにおける競争力強化を目指した実践型研究を重点的に支援することにより、地域経済を牽引する事業の確立を促進する。

②その他

今後、関係する官民を含めたその他の支援機関とも調整し、支援内容の充実を図る。

８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

静岡県では「静岡県環境基本条例」において、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

「静岡県環境基本条例」に基づき、静岡県は「改定版第３次静岡県環境基本計画」を平成28年３月に策定した。この計画では、「環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～」を基本目標に掲げ、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の３つの取組による持続可能な社会の実現を目指すとともに、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの定着を

目指している。

開発事業等については、環境関係法令を遵守し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされるよう、環境の保全及び創造に十分配慮するものとする。特に、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象となる大規模開発事業の実施については、環境保全に適切な配慮がなされるよう、事前に周辺の環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くことなどにより事業者自らが環境保全に配慮した事業計画をつくるよう求めている。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、静岡県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。

これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

加えて、事業者は、必要に応じて説明会や工場内の視察受入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

（２）安全な住民生活の保全

産業集積の形成に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守りあい、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪や事故の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪や事故の起きにくいまちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

よって、これまでと同様、地域経済牽引事業の促進に伴い、以下の取組により、犯罪や事故の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、「安心・安全まちづくり」を推進する。

・地域住民との協議

事業者、市町又は県が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業の活性化のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

・防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

ア　道路、公園、駐車場等の公共空間、事務所などの施設の整備については、防犯上の指針を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。

イ　防犯に配慮した整備として、防犯カメラ、防犯灯、街路灯、ミラー等の設置など、主に見通しの確保に努めるほか、交通安全に配慮した整備として、ガードレールの設置、歩道や駐車スペースの確保などに努める。

ウ　事業者は、来訪者や従業員が使用する駐車場に防犯カメラを設置するなどの防犯対策を講じ、犯罪被害防止に努める。

・防犯責任者の設置と事務所内の防犯意識の高揚

事業所に防犯責任者を設置し、従業員に対する「エスピーくん安心メール」登録の働き掛けや静岡県警察ホームページ上で公開している「犯罪被害に遭わないために」、「こどもの安全情報」、「交通事故発生マップ」等防犯・交通安全情報の収集に努め、従業員に対しそれらの情報を伝達する安全ネットワークの整備を図るほか、事務所内の防犯点検や犯罪防止のための必要な措置を講ずるなど防犯意識の高揚に努める。

・地域の防犯活動への協力等

青色防犯パトロール活動を始めとする、地域住民が行う防犯・交通安全活動に積極的に参加及び協力を行うほか、それらの活動に対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。

・不法就労の防止

外国人の雇用に関して、旅券等による当該外国人の就労資格を確認するなど、適法な就労の確保に努めるとともに、日本の法制度や生活習慣等を指導するなど、地域社会において相互理解を促す啓発を行う。

・犯罪捜査への協力等

ア　事業者は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力による様々な要求に応じないものとする。

イ　事業者は、事件や事故の発生時における警察や関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、捜査活動への積極的な協力を行う。

（３）その他

ＰＤＣＡ体制の整備等については、県は、毎年度、地域経済牽引事業促進協議会を開催し、承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証等についてＨＰ等で公表する。

９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農用地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域においては地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域１】

（農用地区域）

磐田市高見丘

1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 6-1, 7, 8-1, 9-1, 9-2, 10-1, 11-1, 12-1, 13-1, 14-1, 15-1, 16-1, 17-1, 18-1, 19-1, 20-1, 21-1, 22-1, 23-1, 24-1, 25-1, 26-1, 27-1, 28-1, 29-1, 30-1, 31-1, 32-1, 33-1, 34-1, 35-1, 36-1, 37-1, 38-1, 39-1, 40, 41-1, 43-1, 44, 45-1, 46, 47, 48-1, 48-1, 49, 50, 51-1, 52, 53, 54-1, 55-1, 56-4, 90-1, 91-1, 92-1, 93-1, 94-1, 94-1, 95-1, 95-1, 96-1, 100-1, 101-1, 102-1, 103-1, 105-1, 106-1, 107, 108-1,

109-1, 110-1, 111-1, 112-1, 113-1, 114-1, 115-1, 116-1, 117-1, 118-1, 119-1, 120-1, 121-1, 122-1, 123, 124-1, 125-1, 126-1, 126-2, 127-1, 128-1, 142-1, 143-1, 147-1, 148-1, 149-1, 150-1, 151-1, 152-1, 153-1, 154-1, 155-1, 156-1, 157-1, 158-1, 159-1, 160, 161-1, 162-1, 163-1, 164-1, 165-1, 166-1, 166-3, 167-1, 168-1, 169-1, 170-1, 171-1, 172-1, 173-1, 174-1, 175-1, 176-1, 177-1, 178-1, 179-1, 180-1, 181-1, 182-1, 183-1, 219-1, 220-1, 221-1, 222-1, 222-1, 223, 224-1, 225-1, 226-1, 227-1, 230-1, 231-1, 232, 233-1, 234-1, 235, 236, 237-1, 238-1, 239, 240, 241-1, 242-1, 243, 244, 245-1, 246-1, 247-1, 248-1, 249-1, 250-1, 251, 252-1, 253-1, 254-1, 255, 256, 257, 258-1, 259-1, 260-1, 261, 262-1, 263-1, 264-1, 265-1, 266-1, 267-1, 268-1, 269-1, 270-1, 271-1, 272-1, 273-1, 274-1, 275-1, 276-1, 277-1, 278-1, 279-1, 280-1, 281-1, 282-1, 283-1, 284-1, 285-1, 286-1, 287-1, 288-1, 288-3, 289-1, 290-1, 291-1, 292-1, 293-1, 295-1, 296-1, 297-1, 298-1, 299-1, 300-1, 301-1, 302-1, 302-2, 303-1, 304-1, 305-1, 306-1, 307-1, 308-1, 309-1, 310-1, 311-1, 312-1, 313-1, 314-1, 315-1, 316-1, 317-1, 318-1, 319-1, 320-1, 321-1, 322-1, 323-1, 324-1, 325-1, 326-1, 327-1, 328-1, 329-1, 330-1, 331-1, 332-1, 333-1, 334-1, 335-1, 336-1, 337-1, 338-1, 339-1, 340-1, 341-1, 342-1, 343-1, 344-1, 345-1, 346-1, 347-1, 348-1, 349-1, 350-1, 351-1, 352-1, 353, 354-1, 355-1, 356, 357, 358-1, 359-1, 360-1, 361, 362, 363, 364-1, 365-1, 366-1, 367-1, 368-1, 369-1, 369-2, 370-1, 371-1, 372, 373, 374-1, 375-1, 376-1, 377, 378-1, 379-1, 380-1, 381-1, 382-1, 385-1, 386-1, 387-1, 388-6, 388-6, 388-7, 391-1, 392-1, 392-1, 397-1, 398-1, 399-1, 401, 402, 403-1, 404-1, 409-2

磐田市豊田
17, 18-1, 18-2, 20, 25, 31, 32, 140-1, 140-2, 140-3, 140-4, 141, 147, 148, 149, 150, 152, 153, 155, 156, 157, 158-1, 159-1, 159-2, 230, 232, 233-1, 234, 235, 236-1, 236-2, 237, 240, 241, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 253, 258, 260-1, 260-2, 261, 262-1, 262-2, 267, 268, 271, 272, 273, 275, 276, 277-1, 277-2, 278, 279, 280, 281, 282, 287, 288, 290, 291, 292, 293, 295, 296, 297-1, 297-2, 298, 299, 300, 310, 312, 313, 314, 315, 316-1, 316-2, 317, 318, 319

（市街化調整区域）
磐田市高見丘
1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 6-1, 7, 8-1, 9-1, 9-2, 10-1, 11-1, 12-1, 13-1, 14-1, 15-1, 16-1, 17-1, 18-1, 19-1, 20-1, 21-1, 22-1, 23-1, 24-1, 25-1, 26-1, 27-1, 28-1, 29-1, 30-1, 31-1, 32-1, 33-1, 34-1, 35-1, 36-1, 37-1, 38-1, 39-1, 40, 41-1, 43-1, 44, 45-1, 46, 47, 48-1, 48-1, 49, 50, 51-1, 52, 53, 54-1, 55-1, 56-4, 90-1, 91-1, 92-1, 93-1, 94-1, 94-1, 95-1, 95-1, 96-1, 100-1, 101-1, 102-1, 103-1, 105-1, 106-1, 107, 108-1, 109-1, 110-1, 111-1, 112-1, 113-1, 114-1, 115-1, 116-1, 117-1, 118-1, 119-1, 120-1,

121-1, 122-1, 123, 124-1, 125-1, 126-1, 126-2, 127-1, 128-1, 142-1, 143-1, 147-1, 148-1, 149-1, 150-1, 151-1, 152-1, 153-1, 154-1, 155-1, 156-1, 157-1, 158-1, 159-1, 160, 161-1, 162-1, 163-1, 164-1, 165-1, 166-1, 166-3, 167-1, 168-1, 169-1, 170-1, 171-1, 172-1, 173-1, 174-1, 175-1, 176-1, 177-1, 178-1, 179-1, 180-1, 181-1, 182-1, 183-1, 219-1, 220-1, 221-1, 222-1, 222-1, 223, 224-1, 225-1, 226-1, 227-1, 230-1, 231-1, 232, 233-1, 234-1, 235, 236, 237-1, 238-1, 239, 240, 241-1, 242-1, 243, 244, 245-1, 246-1, 247-1, 248-1, 249-1, 250-1, 251, 252-1, 253-1, 254-1, 255, 256, 257, 258-1, 259-1, 260-1, 261, 262-1, 263-1, 264-1, 265-1, 266-1, 267-1, 268-1, 269-1, 270-1, 271-1, 272-1, 273-1, 274-1, 275-1, 276-1, 277-1, 278-1, 279-1, 280-1, 281-1, 282-1, 283-1, 284-1, 285-1, 286-1, 287-1, 288-1, 288-3, 289-1, 290-1, 291-1, 292-1, 293-1, 295-1, 296-1, 297-1, 298-1, 299-1, 300-1, 301-1, 302-1, 302-2, 303-1, 304-1, 305-1, 306-1, 307-1, 308-1, 309-1, 310-1, 311-1, 312-1, 313-1, 314-1, 315-1, 316-1, 317-1, 318-1, 319-1, 320-1, 321-1, 322-1, 323-1, 324-1, 325-1, 326-1, 327-1, 328-1, 329-1, 330-1, 331-1, 332-1, 333-1, 334-1, 335-1, 336-1, 337-1, 338-1, 339-1, 340-1, 341-1, 342-1, 343-1, 344-1, 345-1, 346-1, 347-1, 348-1, 349-1, 350-1, 351-1, 352-1, 353, 354-1, 355-1, 356, 357, 358-1, 359-1, 360-1, 361, 362, 363, 364-1, 365-1, 366-1, 367-1, 368-1, 369-1, 369-2, 370-1, 371-1, 372, 373, 374-1, 375-1, 376-1, 377, 378-1, 379-1, 380-1, 381-1, 382-1, 385-1, 386-1, 387-1, 388-6, 388-6, 388-7, 391-1, 392-1, 392-1, 397-1, 398-1, 399-1, 401, 402, 403-1, 404-1, 409-2

磐田市豊田
17, 18-1, 18-2, 20, 25, 31, 32, 140-1, 140-2, 140-3, 140-4, 141, 147, 148, 149, 150, 152, 153, 155, 156, 157, 158-1, 159-1, 159-2, 230, 232, 233-1, 234, 235, 236-1, 236-2, 237, 240, 241, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 253, 258, 260-1, 260-2, 261, 262-1, 262-2, 267, 268, 271, 272, 273, 275, 276, 277-1, 277-2, 278, 279, 280, 281, 282, 287, 288, 290, 291, 292, 293, 295, 296, 297-1, 297-2, 298, 299, 300, 310, 312, 313, 314, 315, 316-1, 316-2, 317, 318, 319

（地域内における公共施設整備の状況）
【重点促進区域１】
磐田市気賀東地区においては、近隣に豊田東小学校や豊田東幼稚園、地域のコミュニティ拠点として豊田東交流センターが整備されており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（他計画との調和等）
農用地区域及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された磐田市気賀東地区については、静岡県区域マスタープラン（磐田市）及び磐田市都市計画マスタープランにおいて、農業振興を図る地域として位置づけられており、また、磐田市農業振興

地域整備計画において、次世代型農業の振興等を進め、今後も農業用施設用地としての土地利用を推進するとされている。加えてその一部は、静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組として、「磐田スマートアグリバレー推進区域」に指定され、次世代型農水産業の推進に関連した地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

（地域内の遊休地等の状況等）
重点促進区域の区域内においては、次のとおり遊休地等が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。
【重点促進区域 1】（遊休地等）磐田市高見丘 148-1

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
土地利用調整区域については、上記（１）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること
磐田市気賀東地区は、東名高速道路遠州豊田パーキングエリアや公共施設を含む区域であるが、農用地区域も含んでいるため、区域内に存在する遊休地を利活用するなど、当該農用地区域外での開発を優先する。

②周辺の土地の農業用の効率的な利用に支障が生じないようにすること。
磐田市気賀東地区のうち東名高速道路の南側における大部分は市街化調整区域内であるとともに集団的農地があり、やむを得ず農地に土地利用調整区域を設定する場合でも高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、本区域においては、土地改良事業の予定はないが、やむを得ず土地改良事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること
やむを得ず農地に次世代型農水産業及び関連する施設、地産地消型エネルギー産業の用に供する施設を整備する場合には、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと
過去に面的整備事業などを行った対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域１】

（立地条件）

本区域は東名高速道路遠州豊田スマートＩＣの近傍で、流通の結節点として交通アクセスが良好であり、かつ静岡県の指定する内陸フロンティア推進区域「磐田スマートアグリバレー推進区域」を含んでいる。既に立地している高度な環境制御を必要とする大型施設園芸施設と連携できる場所は農用地区域しかなく、さらに農業振興の拠点とするため、関連する農家レストランや直売所等の農業活性化施設の設置等、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

（対象施設）

立地条件から、本区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

①次世代型農水産業に関連する施設

・生産品の鮮度を保ち、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である東名高速道路遠州豊田スマートＩＣの近傍に立地する太陽光型植物工場及び閉鎖型植物工場

・食品加工品の材料として使用される農産物については、鮮度を保ったままでの加工を要するため、当該農産物の生産地（「磐田スマートアグリバレー推進区域」）の近傍に立地する食品加工施設、生産品直売施設、農家レストラン等

１０　計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第７条第１項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基

本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。